

那覇市立森の家みんな空調機の購入に係る
制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付き一般競争入札を実施するので、施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件 名 | 那覇市立森の家みんな空調機の購入 |
| (2) 機種及び業務内容 | 別紙 1「那覇市立森の家みんな空調機購入仕様書」のとおり
※機種は同等品での入札も可。
その場合は「4 仕様書等に関する質問及び同等品確認」参照。 |
| (3) 納入場所及び台数 | 那覇市立森の家みんな（那覇市首里儀保町 4 丁目 79 番地 8）
1 階食堂兼研修室：2 台、厨房：1 台 |
| (4) 納 入 期 日 | 令和 5 年 3 月 28 日（火曜日） |
| (5) 予 定 価 格 | 非公開 |
| (6) 最低制限価格 | 設定しない |

2 入札参加資格要件

- 入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。
- (1) 那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第 6 条第 1 項の規定による令和 4・5 年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (2) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、入札参加停止期間を経過していること。
 - (4) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
 - (5) 那覇市内に本店、支店、または営業所がある法人または個人であること。
 - (6) 本市の市税を滞納していないこと。
 - (7) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が、次のいずれにも該当する

こと。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 入札説明会並びに現場確認

- (1) 日 時 令和 5 年 1 月 12 日（木曜日）午後 2 時
- (2) 場 所 那覇市立森の家みんな 食堂兼研修室
(那覇市首里儀保町 4 丁目 79 番地 8)
- (3) 説明会参加申込 令和 5 年 1 月 10 日（火曜日）正午までに
生涯学習課（098-917-3509）へ電話連絡すること。

4 仕様書等に関する質問及び同等品確認

- (1) 質問受付期間 公告日から令和 5 年 1 月 16 日（月曜日）正午まで
- (2) 質問方法 別紙 2「質問書」、別紙 3「同等品確認明細書」を電子メール又は F A X で送付すること。
- (3) 提 出 先 那覇市教育委員会生涯学習課 青少年育成室
E-mail : E-BOY-IKUSEI001@city.naha.lg.jp
F A X : 098-917-3521
- (4) 質問に対する回答 令和 5 年 1 月 18 日（水曜日）までに
生涯学習課 青少年育成室ホームページに掲載する。

5 入札参加申請方法

- (1) 申請期限 令和 5 年 1 月 20 日（金曜日）午後 5 時まで
- (2) 申請先 那覇市教育委員会生涯学習課 青少年育成室
E-mail : E-BOY-IKUSEI001@city.naha.lg.jp
F A X : 098-917-3521
T E L : 098-917-3509
- (3) 申請方法 様式 1「入札参加申請書」をメール又は FAX にて提出すること。
※メール又は FAX 送信後は、必ず申請先まで電話すること。
なお、原本は入札開始までに提出すること。

6 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

- (1) 入札開札日時 令和 5 年 1 月 24 日（火曜日）午後 2 時
- (2) 入札開札場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 4 階 401A・B 会議室

(3) 入札方法 入札書（市指定様式）による紙入札

※入札については、契約金額から法令所定の消費税並びに地方消費税を除いた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって入札すること。

(4) 必要書類

ア 入札書

イ 委任状（代理人が入札する場合）

ウ 様式1 入札参加申請書および添付書類（市税完納証明書）

※メール又はFAXで入札参加申請書を提出した申請者のみ。

(5) 落札者の決定

入札ならびに開札後、落札候補者を決定し、入札参加資格の条件を全て満たすことを確認できた場合、その者を落札者とする。

※詳細は「制限付一般競争入札心得」を参照すること。

7 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。

(2) 契約保証金

那覇市契約規則第30条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(3) 前金払い、部分払い

適用しない

8 契約保証金

那覇市契約規則第30条の規定に基づき免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札書の記載方法

(1) 入札参加者は、入札条件等を熟知のうえ、入札に参加すること。

(2) 所定の「入札書」に必要事項を記入し、記名押印するものとする。金額の記入はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の前に「¥」を記入すること。押印は、登録印鑑届出印を押印すること。

(3) 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること。

(4) 代理人により入札を行わせる場合は、所定の「委任状」に必要事項を記入し、入札執行前に提出すること。委任状のない入札は無効となる。委任状の押印は、入札参加資格

者名簿に登録された事業者は、印鑑登録された代表者印と代理人の印を押印すること。
代理人による入札において、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。

- (5) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 郵便による入札は認めない。
- (9) 入札執行回数は3回までとする。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

- (2) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

本案件は予定価格を公表しない。1回目で落札しない場合は、2回目、3回目の入札を引き続き行う。2回目、3回目に使用する入札書は入札参加者であらかじめ準備すること。

12 契約締結後の要件

- (1) 履行開始日から実労実施可能なこと

(2) 受注者は契約締結後、発注者の指定する期日までに従事する業務及び従事者に係る次の事項を報告すること。

ア 業務責任者及び業務従事者の配置に関すること。

イ 賠償責任保険等の加入に関すること。

ウ 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入に関すること。

1.3 その他

(1) 入札の際は、次の事項について留意すること。

ア 入札参加者は、1業者1名とする。

イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。

ウ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

エ 入札会場に入室前に、備え付けの消毒薬で手指消毒をすること。

オ 入札会場への集合時刻は、指定の入札時刻の10分前程度とする。

カ 入札会場は、換気のため窓を開け、入札参加者の座席の距離をとることとしている。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札に参加するにあたり、提出を求める書類の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。

1.4 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所 10階 生涯学習部 生涯学習課

青少年育成室 担当：新川（あらかわ）

T E L : 098-917-3509

F A X : 098-917-3521

E-mail : E-BOY-IKUSEI001@city.naha.lg.jp